

【改葬・改火葬の申請に必要なもの】

● 改葬許可申請書

- ・必要事項を記入の上、市民課生活環境班に提出又は郵送して下さい。

● 移転先の霊園等の使用許可書、契約書等のコピー

- ・確実に移転先へ入れるという証明が必要なため、申請書と一緒に提出又は郵送して下さい。

● 火葬場を使用する場合、火葬場使用料が必要になります。

- ・申請者が室戸市在住の方 : 1炉につき 20,000円
- ・申請者が室戸市以外に在住の方 : 1炉につき 40,000円

※火葬場使用にあたり、あらかじめ火葬場使用予約が必要になります、お早めの連絡をお願いします。

※使用料については、許可証発行時又は火葬場使用日当日（火葬予定時間までに）のお支払でも構いません。

ただし、土・日・祝日はお取扱いできません。

※県外にお住みの方等やむを得なく平日に火葬料の納付が困難な方は市民課 生活環境班までご相談下さい。

※ 許可証発行までに数日かかる場合があります、できるだけお早めに申請書を提出下さい。

※ 郵送での手続きを希望される場合は、84円切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。

室戸市役所 市民課 生活環境班

〒781-7185 高知県室戸市浮津25-1

電話番号 : (0887) 22-5126 (直通)

F A X : (0887) 22-1120